

令和7年度

Let's think!

多様性を考えよう

中学生用



もくじ

第1章 多様性に満ちた社会づくりについて

| | |
|-------------------------|---|
| ① 多様性に満ちた社会とは | 1 |
| ② 多様性に満ちた社会になることで | 2 |
| ③ 多様性に満ちた社会の実現のために必要なこと | 4 |

第2章 差別、いじめ、ハラスメントについて

| | |
|------------|---|
| ① 差別とは | 5 |
| ② いじめとは | 5 |
| ③ ハラスメントとは | 5 |

第3章 差別、いじめ、ハラスメントはどういったもの？

| | |
|--------------------|----|
| ① 差別について考えてみよう | 6 |
| ② その他の差別について考えてみよう | 8 |
| ③ いじめについて考えてみよう | 9 |
| ④ ハラスメントについて考えてみよう | 10 |

第4章 多様性に満ちた社会づくりに関する注意が必要なこと

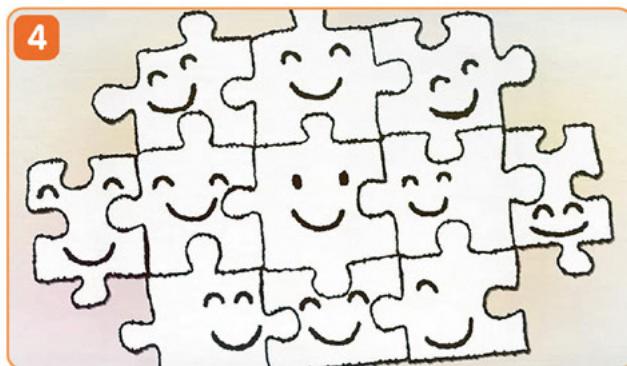
| | |
|--------------------------|----|
| ① やむを得ない事情による行為 | 11 |
| ② 差別の解消に向けて | 11 |
| ③ 差別、いじめ、ハラスメントをしないための視点 | 12 |

第5章 詳しく知りたい場合や相談したい場合

| | |
|---------------------------|----|
| ① 多様性に満ちた社会づくりについてのウェブサイト | 13 |
| ② 困ったことがあったら | 13 |

第1章 多様性に満ちた社会づくりについて

① 多様性に満ちた社会とは



テレビ CM
「ピース みんないい秋田」

次の二次元コードで動画を見ることができます。



人は、それぞれ個性があり、異なった文化や価値観をもっています。

社会の様々なことに対する無意識の思い込みや理解不足により、人の個性や文化、価値観を認め合えないと、差別といった形で、知らず知らずのうちに人を傷つけてしまうことがあります。

秋田県では、差別などをなくし、全ての人が、それぞれの個性を尊重し、文化や価値観を受け入れ、お互いを支え合う社会を県民の目標としました。

こうした社会を「多様性に満ちた社会」と呼び、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」という県のきまりを作り、目標に向けて取り組んでいくこととしています。

② 多様性に満ちた社会になることで

① 多様性に満ちた社会では

こんな経験はありませんか？

- あなたは、「男(女)らしくないから△△するな」、「子どもなんだから□□のようなことは言うな」というようなことを言われたり、聞いたりしたことはありませんか。
- 性別の違いや、子どもだからというだけで、意見を受け入れてもらえなかつたり、したいことができなかつたりしたというようなことはありませんか。
- このような、すぐに変えることができないことを理由として、不利なあつかいをされたようなことはありませんか。

性別や、子どもであることなどは、人の個性の一つです。多様性に満ちた社会では、このような個性が周りの人に大切にされます。

その結果、どのような人も、ほかの人との関わりの中で自分らしさを発揮することができるようになっていきます。

② 多様性に満ちた社会になると

人の個性などが大切にされ、認められるところには、年齢^{ねんれい}、性別、人種などを問わず、様々な人が集まりやすくなり、様々な考え方や発想が生まれやすくなります。

様々な考え方や発想があることで、新しいものが作られたり、問題をこれまでにない方法で解決したりすることができます。

新たな動きは、地域の活力となり、いきいきとした秋田県をつくります。



③ 多様性に満ちた社会の例



(注1)トイレの性別表示などの案内用の図記号

社会におけるこのような状況は、どのような影響を与えるでしょうか。

みんなで
考えよう

このやりとりについて、あなたはどのように考えますか。

③ 多様性に満ちた社会の実現のために必要なこと

① 多様性に満ちた社会づくりを進めるための環境

かんきょう

多様性に満ちた社会づくりを進めるためには、多様な人がいるというだけでなく、その人々が自由に考えたり、様々なことをしやすくするために、次のような環境が必要です。

- 個人が大切にされること
- おだやかで平和な生活が守られること
- 地域の住民として、どのような活動にも関われること

② 差別やいじめなどの解消について

新型コロナウイルスの感染が拡大したときには、秋田県内でも患者などに対する差別が問題となりましたが、それだけでなく、高齢者、外国人、障害のある人など様々な人が、差別により暮らしにくさや過ごしにくさを感じていることが分かっています。

また、いじめも人の個性を侵すものであり、おだやかに暮らす権利を侵害したり、場合によつては人の生命、身体にも関わる深刻な問題につながることもあります。

このように差別やいじめは、多様性に満ちた社会づくりを進めるための大きな支障となっており、解消することが必要と考えています。

◎ 多様性に満ちた社会づくりは、SDGs(※)の考え方の一つである、「誰一人取り残さない」社会づくりにもつながる考え方です。



※SDGs(エスディージーズ)とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年までの国際社会全体の目標です。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

第2章 差別、いじめ、ハラスメントについて

① 差別とは

人には、自分の努力では変えることができないことや、努力しても変えることが非常に難しいことがあります。

【例】性別、生まれながらの障害、よくすることが難しい病気、生まれた国など

このように、変えることができなかったり、変えることが非常に難しい人の性質などを理由として、他の人と比べて劣った扱いをすることを差別といいます。

② いじめとは

いじめとは、学校の生徒同士などの間で心や身体を傷つけるような行いであって、行われた生徒が苦しさや痛さを感じているものをいいます。

行われた生徒が苦しさや痛さを感じていることが重要な点であり、行った側がいじめと思っているかどうかは、関係ありません。

③ ハラスメントとは

店の客と従業員、職場の上司と部下、何かの集まりでの先輩と後輩など、世の中には人ととの間に立場の上下がある場面があります。

ハラスメントとは、そのような上下の人間関係がある場で、強い立場の人が弱い立場の人に、迷惑行為、強要、暴言など不当な行いをすることをいいます。

多様性に満ちた社会づくりリーフレット

差別などの例や注意点をまとめたリーフレットを作成しています。

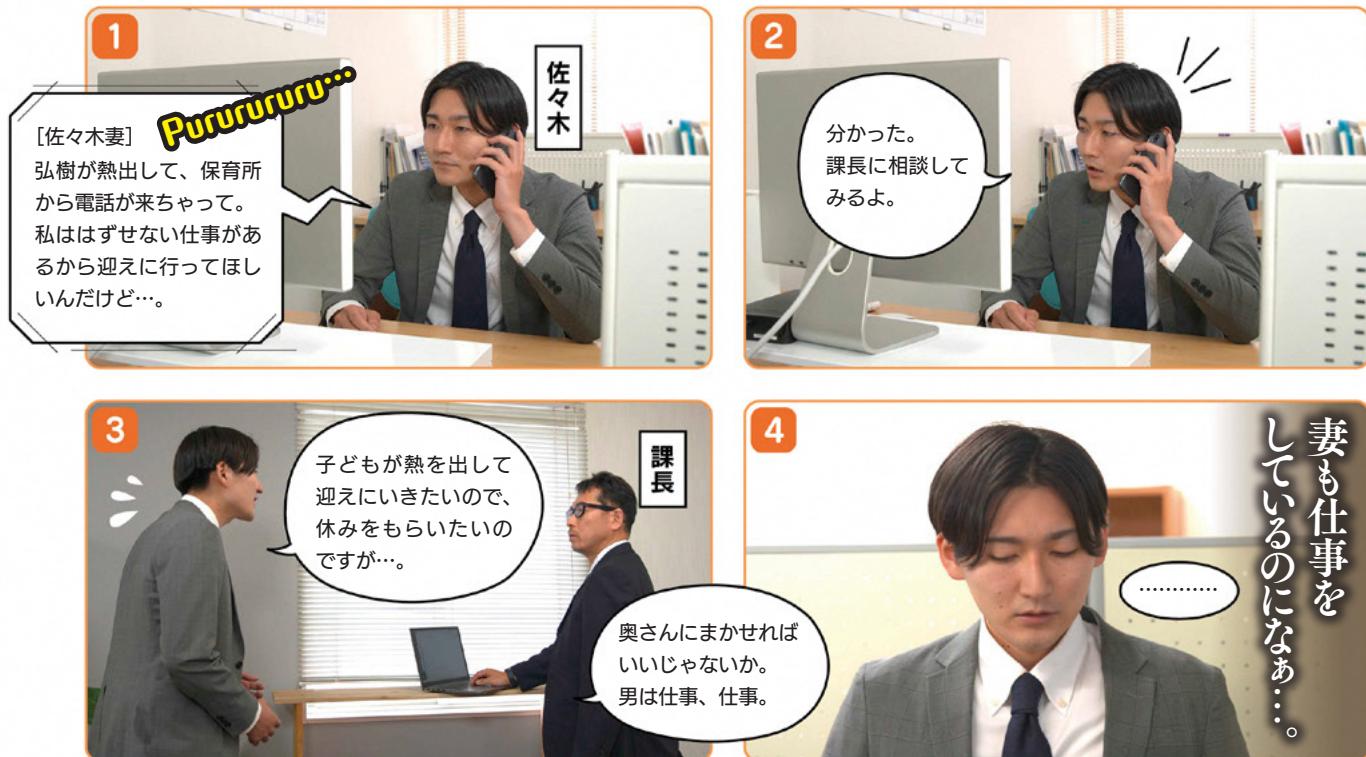
次の二次元コードで見ることができます。



差別、いじめ、ハラスメントは 第3章 どういったもの？

① 差別について考えてみよう

① 子どもの迎えはお父さん？お母さん？



みんなで
考えよう

このやりとりについて、あなたはどのように考えますか。
次の人々の立場から考えてみましょう。

●職場の上司(課長) ●佐々木さん ●佐々木さんの妻

話し合って気づいたことを書いてみましょう。

② 若者と高齢者のやり取り



みんなで
考えよう

このやりとりについて、あなたはどのように考えますか。
次の人々の立場から考えてみましょう。

●高齢者 ●あみさん ●他への影響

話し合って気づいたことを書いてみましょう。

② その他の差別について考えてみよう

このような行為に傷ついた、という実例をまとめています。

ここにあるようなことを周りで見たことがないか、振り返ってみましょう。

そして、なぜ傷つくのか、考えてみましょう。

また、この表に示した例以外にも、人を傷つけることがないか、考えてみましょう。

| 種類 | 内容 |
|----------------|---|
| 性別を理由とした差別 | 職場で「来客の受付やお茶出しは女性がするものだ」と言われた。 炊事や洗濯は、女性の仕事だと言われた。 |
| 障害を理由とした差別 | 障害のある子どもが、公園で「他の子に迷惑をかけるから来ないでほしい」と言われた。 レストランで、障害があることを理由に来店しないように言われた。 |
| 感染症の患者などに対する差別 | 従業員が新型コロナウイルスに感染した店が、ウェブサイト上で非難された。 県外ナンバーの車に乗っていることで嫌がらせを受けた。 |
| 性的少数者に対する差別 | 男の子が、「自分のことを女の子だと思う」、「女の子の服を着たい」と話したら、「気持ち悪い」と言われた。 同性が好きであることを、勝手に周囲に言いふらされた。 |
| 外国人に対する差別 | 外国人であることで「〇〇人は出て行け」、「国に帰れ」などと言われた。 外国人であることで周囲から話しかけられず、冷たく無視された。 |
| 年齢を理由とした差別 | お年寄りが店でクレジットカード払いに時間がかかっていたら、「現金で払え」と他の客にせかされた。 町内会の行事に行ったところ、「年寄りは来なくていい」と言われた。 |

障害及び障害者への理解の促進ハンドブック

障害等について、理解を深めるためのハンドブックを公開しています。
次の二次元コードで見ることができます。



③ いじめについて考えてみよう

① こんなこともいじめに当たります

次のようないじめは、誰もがいやがることで、周りにいる人も見聞きできるので、分かりやすい例です。

- 遊びのふりをしてたたかれたり、けられたりする
- わざと体をぶつけられる
- 嫌なあだ名や「きもい」「死ね」などの悪口を言われる

ただ、次のような、すぐには分からぬるものや、誰もが見聞きできるものでないようないじめもあります。

- 遊びや活動のときに、仲間に入れてもらえない
- 無視をされたり、冷たい態度を取られたりする
- 席を離されたり、近くを通るときに避けられたりする

また、最近はパソコンやスマートフォンなどを使った、インターネット上の「ネットいじめ」が増えています。次のことなどに心当たりはありませんか？

- SNSなどに悪口を書かれたり、許可なく画像や動画を撮られたり、インターネット上に掲載^{けいさい}されたりする
- いたずらやおどしのメールを送られる
- チャットグループやオンラインゲームで、わざと仲間から外される

② いじめを見つけたときは

他の人へのいじめを見つけたときにはやしたてたり、傍観^{ぼうかん}したりすることも許されません。

いじめを見つけたときは、止めさせたり、誰かに知らせるなど勇気を持った行動が必要です。

他の人がいじめを受けていることを先生に相談したときも、相談を受けた先生は、相談してくれたあなたを必ず守り通します。

③ 自分がいじめられたときは

いじめは、あなたが悪いからされるのではありません。どのような理由があっても、いじめは許されません。

いじめを受けた場合は、自分の胸に留めることなく、先生、友人、家族などに相談することが大切です。

(※13ページに、相談先を記載しています。)

あなたがいじめを受けていることを先生に相談したら、相談を受けた先生は、相談してくれたあなたを必ず守り通します。

相談を受けた先生は、あなたの話や希望をしっかり聞きながら、解決するにはどうすればよいか、考えていきます。

④ ハラスメントについて考えてみよう

① パワーハラスメント

上司は、部下に対し、仕事に関する様々な指示のほかに、仕事の進め方などについてアドバイスしたり、指導したりといったコミュニケーションを取って、よりよい仕事となるよう働きかけを行います。

こうした指示やコミュニケーションを、身体や心への負担を与えるなど、仕事に必要のない方法で行い、働く人が仕事をしづらくなるようなものが、パワーハラスメントです。

例えば、上司が部下に、「バカ」、「アホ」、「やめてしまえ」というようなことを、大声で言うようなものです。

パワーハラスメントは、働く人を傷つけ、力を出しづらくするものであり、会社にとっても様々な悪い影響があります。

② カスタマーハラスメント

カスタマーハラスメントは、お店や様々な窓口などで行われることが多いものです。

「お客様は神様」といった昔ながらの意識に基づく店員や従業員の考え方を悪用して、客や取引先が、悪質なクレームを行ったり、迷惑な行為をすることがカスタマーハラスメントです。

主な例としては、店員に土下座をさせたり、しつこく何度も必要でないことをさせようしたり、人を傷つけることを言ったりするものがあります。

カスタマーハラスメントにより、店員が大きなストレスを受け、仕事をやめてしまうこともあります。

そのような影響があることを忘れずに、店員に対して、感謝の気持ちを持って接することが大切です。

多様性に満ちた社会づくり理解促進動画 喫茶ダイバーシティ

多様性に満ちた社会づくりについて、理解を深めるための動画を公開しています。

3、6～7ページで紹介している事例もドラマ形式で観ることができます。

次の二次元コードで見ることができます。



第4章

多様性に満ちた社会づくりについて 注意が必要なこと

① やむを得ない事情による行為

次のような、やむを得ない事情により、差別に当たるような行為を行わざるを得ない場合があります。

- 原則として性別を限った求人をしてはいけませんが、女性がほとんどいない職場において女性のみを対象とした求人を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、発熱した人とその他の人の窓口を別にする対応をすること。

こうした行為は、差別とは異なるものとして扱われますが、極めて例外的に認められるものであり、安易にこれに当たると考えてはいけません。行う場合は、理由を相手に説明し、理解を得られるよう努めることが必要です。

② 差別の解消に向けて

人の考え方やマナー、ルールなどは、時代の流れに応じて少しずつ変わり、現在では当たり前だとされることやよくないとされることが、昔の考え方とは違うことがあります。

差別の感じ方や捉え方は人によって違い、知らず知らずのうちにしてしまうことが多い、急に「差別だ」、「間違っている」と話しても、すぐには受け入れられないことがあります。しっかり話し合い、お互いに深く理解することが大事です。

そして、差別をしてしまうのは、過ごしてきた社会の状況など、本人だけが悪いとはいえない場合もあります。差別をしてしまった人を、非難し、逆に差別することがないようにすることも大切です。

多様性に満ちた社会づくり基本条例

多様性に満ちた社会づくりに向けた取組は、県のきまりである条例をもとに、進められています。

どのようなものか、二次元コードで見てみましょう。



③ 差別、いじめ、ハラスメントをしないための視点

差別、いじめ、ハラスメントは、これまで説明したもの以外にもたくさんあります。

知らず知らずのうちに、こうしたことをしてしまわないようにするために、次のような視点をもっておくとよいでしょう。

【チェックシート】

| 内 容 | チェック |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 相手をいやがらせたり、悩ませたり、悲しませたりする行動になっていないか。 | <input type="checkbox"/> |
| 相手にけがをさせたり、痛い思いをさせるような行動になっていないか。 | <input type="checkbox"/> |
| 人種など相手が変えることのできないことを理由にした行動になっていないか。 | <input type="checkbox"/> |
| 自分がされた場合、不快と感じる行動になっていないか。 | <input type="checkbox"/> |
| 相手だけでなく、周りの人がいやがるような行動になっていないか。 | <input type="checkbox"/> |
| 自分だけが納得している行動になっていないか。 | <input type="checkbox"/> |

- これまで学んできたことから、『多様性に満ちた社会』に向けて、大切と感じたことや自分にできそうなことについて、書いてみましょう。

あなたの考えについて、友人や家族と話し合ってみましょう。

第5章 詳しく知りたい場合や相談したい場合

① 多様性に満ちた社会づくりについてのウェブサイト

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内に、多様性に満ちた社会づくりについて、県のきまりやテレビCMなどいろいろな情報をまとめてあります。

- 秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例
- 多様性に満ちた社会づくりに関する指針
- テレビCM、理解促進動画などの情報など

検索サイトで「秋田県 多様性」と検索するか、右の二次元コードを読み取って見てみましょう。



② 困ったことがあったら

① 差別等相談窓口

差別などについて相談したい場合は、次に連絡してください。

県あきた未来戦略課の相談員が対応します。

【電話】 070-4106-4564（相談員直通）

【メール】 右の二次元コードを読み取ってください。

【受付】 月曜～金曜 9:00～17:00

（祝日、年末年始を除く。）



② 差別などの種類ごとの相談窓口

次のとおり、差別などの種類ごとの相談窓口もあります。

各相談窓口の相談員などが対応します。

| 差別の事由等 | 個別相談窓口 | | TEL |
|---------------|---|--|--------------|
| 性別 | ハーモニー相談室(秋田県中央男女共同参画センター) | | 018-836-7846 |
| 障害 | 障害者110番(秋田県身体障害者福祉協会) | | 018-863-1290 |
| 新型コロナウイルス感染症 | みんなの人権110番(法務局または地方法務局) | | 0570-003-110 |
| 性的指向、性自認等 | ハーモニー相談室(秋田県中央男女共同参画センター) | | 018-836-7846 |
| 外国人 | 秋田県外国人相談センター(秋田県国際交流協会) | | 018-884-7050 |
| 高齢者 | 秋田県高齢者総合相談・生活支援センター(秋田県社会福祉協議会) | | 018-824-4165 |
| いじめ すこやか電話 | 24時間子供SOSダイヤル (秋田県総合教育センターまたは秋田県中央児童相談所) | | 0120-0-78310 |
| | 秋田県総合教育センター | | 0120-377-804 |
| | 秋田県教育庁北教育事務所 | | 0120-377-914 |
| | 秋田県教育庁中央教育事務所 | | 0120-377-904 |
| | 秋田県教育庁南教育事務所 | | 0120-377-943 |



多様性を考えよう

発行 令和7年4月

秋田県・秋田県教育委員会

この副読本はデータで見る
ことができます。
右の二次元コードを読み取つ
てください。



[問い合わせ先]

秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話018-860-1232 FAX018-860-3870